

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（緊急時対策所の非常用送風機及び非常用フィルタ装置の構造変更等）に係る事業者ヒアリング【1】」

2. 日時： 令和4年10月24日 13時30分～14時50分

3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高橋管理官補佐、深堀上席安全審査官、菊地審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他担当者8名

東海第二発電所 副所長※ 他担当者5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、日本原子力発電から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配付資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更に係る申請概要

以下のホームページ掲載済みの資料についても使用

- ・ 設計及び工事計画認可申請書（東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更）（令和4年10月14日申請）
- ・ 東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 補足説明資料（令和4年10月14日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の高橋です。ただいまより、日本原子力発電株式会社東海第2発電所の設計及び工事の計画の変更に関わるヒアリングを行います。
0:00:15	では、日本原子力発電の方から説明をお願いします。
0:00:24	はい。東海第2発電所運営管理室の岡と申します。それではですね、本日10月14日に申請をさせていただきました、当社東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請書、こちらについてのヒアリングを実施させていただければと思います。
0:00:39	説明資料につきましてはですね、10月14日、申請書と同時に出示させていただきました補足提出させていただきました補足説明資料ですね、こちらをめぐっていただきますと、資料の表紙、構成が記載しております、
0:00:54	まず一番最初のヒアリングということもございまして、概要説明を行っております。補足4から8についてまずは、概要を、今回申請している概要をご説明させていただければと思います。衛藤。
0:01:09	それではですね、各ちょっと分野が、ことん資料ごとに異なっておりますので各担当の方からそれぞれご説明をさせていただければと思いますので、
0:01:21	まずはですね補足4ですねページで言いますと、
0:01:41	失礼いたしました。613ページからになります。こちらがですね、使用済み燃料乾式貯蔵容器の材料等の記載適正化。
0:01:51	についてになります。こちらでは発電所の方からすぐご説明いただければと思いますよろしくお願いします。
0:02:10	はい、本番、すいません、発電所さんもうちょっと声、数、マイク近づけるかしてちょっと大きく発言をお願いいたします。
0:02:23	はい。安全管理室炉心燃料グループの兼子と申します。
0:02:28	音声聞こえてますでしょうか。
0:02:31	はい。問題ございません。
0:02:33	はい。
0:02:35	補足説明を資料説明させていただきます。ページ数ですけども614ページから、使用済み燃料乾式貯蔵容器の材料等の記載の適正化についてと、
0:02:47	いうことで説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	資料 616 ページ目に行かせていただきまして、使用済燃料乾式貯蔵容器タイプ 1 の要目表につきまして、
0:03:00	各番号と、学生とうちの記載を、
0:03:04	記載の通り変更しております。
0:03:07	次のページ以降に、過去の工認資料とか、材料証明書についてエビデンスとして添付しております。
0:03:18	続きまして、
0:03:21	ページ 626 ページに行かせていただきます。こちらの方についてはタイプ 3 の要目表について、タイプ 3 の露崎番号オカ 56 をオクなり変更しております。
0:03:33	また、
0:03:34	タイプ 3 の材料につきまして記載の通り修正しております。
0:03:38	そのエビデンスをして次ページ目以降に、同様に過去の工認とか、構造図採用証明書を添付しております。
0:03:48	以上でございます。
0:03:55	はい。ありがとうございます。では、引き続き、
0:04:02	600、通し番号で 632 ページですね、竜巻防護扉の材質の記載適正化について補足 5 ですねこちらの説明を発電所からお願いいたします。
0:04:15	はい土木建築室。
0:04:17	建築グループの小森と申します。付則 5、竜巻防護とびあの規制適正化で、
0:04:25	600、
0:04:30	すみません、お願いします。633 ページからです。
0:04:34	まず 634 ページ、こちらが、基本設計方針の
0:04:40	記載の適正化箇所を赤枠で囲っております。
0:04:45	次のページ、635 ページに水密扉の要目表がついておりまして、こちらが竜巻防護扉と兼用してる扉の 4 表、
0:04:58	なります。
0:04:59	次、636 ページの方に、今回の記載適正化に関するBRL式の英語版の材質に関する係数についての資料を添付しております。
0:05:12	次 637 ページ、こちらにも工認の添付資料で、該当するページを添付しております。
0:05:21	次 638 ページ、こちらにはですね、英語の雑誌に関する係数の
0:05:30	機械学会と、電力中央研究所の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	で確認したことを、こちらの資料で説明をさせていただいております。補足 5 については以上です。
0:05:47	はい。
0:05:48	では続きまして 639 ページから補足 6 防潮扉の材料の記載適正化についてご説明をお願いいたします。
0:06:06	あ、すみません、それから防潮扉と、
0:06:09	防潮扉の材質の、
0:06:12	あ、ごめんなさい。私、日本原電東海。
0:06:16	第 2 発電所の建築物スズキと申します。
0:06:21	今から防潮扉の材質の記載適正化についてご説明をいたします。
0:06:30	色 40 ページを表示、補足 6 の表紙で、
0:06:34	641 ページの、
0:06:36	方の説明に移ります。
0:06:39	今回防潮扉にの要目表の記載についてこちらに記載しましたけれど、
0:06:45	現在防潮扉痔瘻工事計画のうち、副作用目標についてなんですが、躯体部の材料に、西武小浦丸と記載がされていますこの S570 は、
0:06:56	ボートピアの基礎に埋め込まれる支持杭の材料を意味しております。
0:07:02	下の表目標に、
0:07:04	下の方に書いてあるその要目表と添付書類の図ですが、添付書類の方には、支持杭の記載はございません。
0:07:12	続いて、
0:07:13	642 ページの方。
0:07:16	に入ります。
0:07:18	要目表に記載されていたりするボラバルは、防潮扉はどこに該当するかというと規則の下に埋め込まれている支持具になっております。
0:07:29	支持部は図の通り、基礎分 200mm、確認を見込まれております。しかし、
0:07:36	大分扉にと同様な構造の、
0:07:39	建物交通構築物はあるんですけど、他の設備については、
0:07:44	この要目表に記載されているような仕組みの記載がございません。
0:07:48	ループ世帯鬼頭安井構築物。
0:07:51	緊急時対策査定があります。
0:07:54	なおこの種類の材料 VesselBORAL は添付書類の耐震計算社共同計算書上で示されております。
0:08:03	続いてのページ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:14	643 ページなんですけれど、こちらで、
0:08:18	要目表に記載すべき範囲について整理したものを書いております。
0:08:24	議論しておきます防潮扉には浸水防護施設の近い額浸水防護設備に該当しております。
0:08:31	実用発電用原子炉の設置運転等に関する規則の別表第 202、載せているんですけどこの中で、
0:08:42	建物構築物の基礎に記載があるものは、原子炉格納施設、原子炉建屋についてのみとなっています。
0:08:50	この道標の浸水防護施設の
0:08:53	右の欄には、
0:08:54	他の施設を同様に、耐震性に関する説明書、支持構造物を含めて記載することを、
0:09:02	強度に関する実演書は支持構造物を含めて記載することと記載されており、
0:09:08	この下部構造物は杭基礎を考慮した防潮扉里道。
0:09:13	耐震性強度については、
0:09:15	こちらに記載の通り、添付書類の方に記載しております。
0:09:19	もう一度扉 2 の、
0:09:21	この杭基礎っていうのは、一条部分。
0:09:24	浸水防護のための主たる構造物なので、
0:09:27	CEO 数及び材料の記載は、この主たる 1 両分の構造物のみの記載とすることが適切と考えております。以上によって、
0:09:38	大内飛田の技術基準適合性に問題ないんですけれど、要目表の躯体における、
0:09:44	別に小浦バレエの記載は適切ではありませんので、この記載を削除することといたします。
0:09:54	続いてのページは、
0:09:56	644 ページは、現在の要目表が左側で、変更後の要目表。
0:10:03	を右側に記載しております。
0:10:05	一番下の材料について躯体の、
0:10:08	和泉小浦丸の記載を削除いたします。
0:10:13	続いてのページは、645 ページで添付書類、
0:10:17	図面の方防潮扉の構造図なんですけれど、
0:10:22	こちらの方には、図中に支持杭の記載はございません。
0:10:28	以上補足 6 の説明終了となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:36	はい、ありがとうございます。
0:10:38	それでは一度ここで説明の方、吉良、一旦切らしていただければと思います。何かご質問等ありましたら、よろしくお願いします。
0:10:47	原子力規制庁の高橋です。今ほどの3件の記載の適正化について、
0:10:56	記載の適正化を行うにあたって
0:11:03	変更が生じることを確認した経緯を、
0:11:08	簡単に説明をお願いします。
0:11:17	それでは発電所から、その経緯についてご説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:11:24	それでは、そうですね、ドライキャスクから順番にですかね。はい。
0:11:42	はい。安全管理室の金子と申します。
0:11:45	えーとですね、ドライキャスクの使用済み燃料貯蔵容器の記載の適正化について、あのとき、
0:11:53	脳障害検査を、の準備をしておりますて、証明検査のを、
0:11:58	資料を確認しているときに、工認に変えた、見間違いがあったということを確認しておりますて、今回変更としております。
0:12:08	以上でございます。
0:12:15	規制庁の高橋です。使用前検査の準備に御社内でのチェックが入ったわけですね。それはどっかの別の組織が、
0:12:27	この設工認とは別の組織が何かチェックされたんですか。
0:12:32	いつももう、
0:12:34	仏等は私たちの部署で一緒にちょっと確認を行っておりますてその時に気づいております。
0:12:42	わかりました。では続いてお願いします。
0:12:47	続いて、竜巻防護扉ですね。はい。お願いします。
0:12:53	はい。土木建築室建築部の小森です。竜巻防護扉につきましても、適合性確認検査の準備のために、要所を作っておりますて、
0:13:04	竜巻側と鷲見ソビラ側と
0:13:10	横串がちょっと支えていないところに、気づきました。以上です。
0:13:19	先ほどと同じ適合性確認検査の準備中に、確認したということでよろしいですか。
0:13:27	はい。
0:13:30	では続いてお願いします。
0:13:37	A、
0:13:38	労金地区の鈴木です。防潮扉の要目表の記載の件で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:45	確認先については先ほどの郡から話があったと同様、事業性確認検査の要領書の、
0:13:52	作成の準備に入ってる時に気が付きました。内容としては要目表の記載内容、
0:13:59	1号検査、
0:14:02	に該当するか。
0:14:04	要はこれ
0:14:05	検査基本の方針検査、
0:14:08	あと1号検査の要領書の制定の準備を進めていたんですけど、
0:14:13	要目表に記載されている設備については、
0:14:16	外観検査と据付検査を行わなければならないんですがそこに、
0:14:21	すぐコーラブルの記載があってこちらが低いということが判明しまして、
0:14:27	こちらについては、基本設計方針検査で確認することとなっていたのでこの時点で、平成57番の記載が
0:14:35	不適切あると気が付きました。以上です。
0:14:45	規制庁高橋です。
0:14:47	今の件わかりました。はい。
0:14:56	規制庁の高橋です。
0:14:58	本件3件とも適合性確認検査の関係で、そのチェック中に、
0:15:07	発見したということですか。他の全般にわたってその水平展開として、御社でチェックされましたでしょうか。
0:15:22	日本原子力発電の相澤でございます。
0:15:25	今回の一連の3件の事案につきましては、今ご説明させていただきました通り、適格園等の検査要領書の準備等で見つかったものでございます。
0:15:40	昨今ですね先般の軽微変更をさせていただきましたがその債務記載の適正化という事案で、軽微変更させていただきました。
0:15:52	その際ですね、
0:15:55	全社的にですね、他に記載の不備がないかという視点で、チェックをかけてございます。
0:16:03	他方ですね、今回の一連の適格の要領書等の制定段階で見つかるものもございましてですね。
0:16:10	それをちょっと作成を進めてみないと、ちょっと判明しないところもございしますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:16	そこまでのチェックというのは、至ってございます、至ってないのが事実でございます。
0:16:24	以上でございます。
0:16:29	規制庁の高橋です。事実確認いたしました。本件について、他の検査官から何かあれば、
0:17:02	では引き続き原子力規制庁の高橋です。では引き続いて説明をお願いします。
0:17:09	はい。それではですね、続きましてはですね補足資料の、
0:17:14	今回は、
0:17:15	可搬型、逃し安全弁用の可搬型蓄電池ですねこちらが 716 ページ、通し番号補足 8 です。
0:17:25	逃し安全弁横版型蓄電池の仕様変更についてこちらを先にご説明させていただければと思います。
0:17:39	東海第 2 発電所電気制御グループナカムラです。
0:17:43	逃がし安全弁用可搬型蓄電池の仕様変更の概要についてご説明させていただきます。
0:17:50	資料は、
0:17:51	資料は A とですね。
0:17:54	717 ページになります。
0:17:57	概要説明といたしましては、設置許可工認で設定しておりました、蓄電池の製造会社が事業を停止したことにより、
0:18:09	製品を購入することができなくなりまして、新たに蓄電池の
0:18:18	仕様変更して設定するという事で、今回の辺の仕様変更に至っております。
0:18:25	で、
0:18:25	今回の仕様の変更の、
0:18:29	点につきましては、719 ページのですね仕様変更
0:18:35	前の構造図、仕様変更後の構造図及び、その下の表に記載してあります通りです。主な変更点といたしましては、容量がですね、710780 ワットアワー。
0:18:50	ここがですね、808、割ったパーフォなっております。これ容量の設定のについてはですね、逃がし安全面の作動に用いる電磁弁ですね。
0:19:03	これを 24 時間作動させるために必要な容量といたしまして 672 ワットアワーパー個。
0:19:10	これを上回る容量で蓄電池を設定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:16	それから、寸法がですね、ほぼ同等な同等とか大きさは記載の通り変更となっております。あと重量がですね、
0:19:27	55 キロ、これが 120 キロになっております。これはですね、筐体がへ仕様変更前はアルミ筐体を使っていたんですけども、今回はコーセーの筐体でより強固なものに、
0:19:41	採用することによって重量がかなり増えております。
0:19:46	あと、保管場所、取付場所については変更はございません。
0:19:51	続きまして、
0:19:54	720 ページですね。
0:19:56	こちらについては、引き続き、先ほどの仕様変更の内容とかぶるところがございますけども保管場所、保管状態については変更ございません。
0:20:06	あと保管場所における最大応答加速度についても、場所が同じなので変更もございません。あと、新たに設定いたしました蓄電池について、
0:20:17	転倒評価、機能維持評価、波及的影響評価を加振試験で次、実施、加振試験を実施して評価を行って問題ないことを確認しております。
0:20:30	以上が、可搬型蓄電池の仕様変更概要になります。
0:20:41	それでは今のご説明の中で、何かご質問等ございますでしょうか。
0:20:47	原子力規制庁の高橋です。
0:20:50	まず今口頭で説明いただきました。
0:20:56	容量変更につきましては、
0:20:59	自動減圧機能の作動に用いる電磁弁を 24 時間作動させるために必要な容量、
0:21:07	以上で設定と、備考に書かれております。
0:21:12	重量がより強固、その節変更になったことに対する説明がちょっとこの記載ないので、
0:21:21	次開会をお願いいたします。
0:21:28	はい。東海第 2 発電所、電気制御グループナカムラです。重量の記載の説明。
0:21:37	の追加ですね。承知いたしました。
0:21:43	あとこの表で寸法が大きくなったとか、この辺は何か理由ありますか。単純にアノ目、製造メーカーが違うからとかそういうことでしょうか。
0:21:55	はい。
0:21:57	お話を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:59	製造メーカーが変わりまして、そのメーカーの作りやすいというか使用もともとの仕様の持っているところを流用したということになります。
0:22:13	規制庁のタカハシです。その辺も、備考欄で構いません。枠外で構いませんので記載をお願いします。
0:22:21	はい、承知いたしました。
0:22:25	引き続きまして次の 720 ページの加振試験にて評価済みというところですが、
0:22:35	これにつきましては実際に加振試験を行ったのかそれとも既存の
0:22:42	加振試験の範囲内で各評価結果がおさまったからよしとしたのか、その辺は土地いずれでしょうか。
0:22:54	はい。えーとですね、新たに新たな新仕様の蓄電池を製作いたしまして、新たに加振試験を実施して評価を行っております。
0:23:47	規制庁の高橋です。
0:23:49	619 ページの方の記載では、
0:23:56	各能力評価とか転倒評価とか、波及的影響評価の結果、
0:24:06	書いてありますアノ木加振試験により確認した最大加速度以下でありとありますが、これは今言った新たに実施した加振試験によって、その最大、
0:24:20	加速度以下、
0:24:22	であったという記載。
0:24:25	いうセシでとらえてよろしいですか。
0:24:31	はい。問題ございません。はい。
0:24:37	規制庁の高橋です。ではその上でですね先ほどと同様に、
0:24:45	枠外で構いませんので、
0:24:47	補足をお願いいたします。
0:25:29	規制庁の高橋です。続いてですね、先ほどやはり口頭でありました変更のない部分についても、
0:25:40	ちょっと
0:25:43	変更がないので部分は表でも読み取れるんですが、
0:25:57	個数ですね、当該設備の個数、取り付け箇所、それから保管場所、
0:26:04	特にこれが椅子変更になっていないということですね。
0:26:11	表では読み取れるんですがこれも明示的に備考のほうに、
0:26:16	枠内でも書いてもらおうと、をご検討ください。
0:26:28	はい。承知いたしました。備考欄に記載するよういたします。
0:26:44	規制庁フカホリです同じところなんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:50	●●(非開示情報)のですね、場所をどこに一体設置するのかっていう具体的な場所っていうのを簡単に、
0:27:00	図で構わないので、設置場所を明示していただけますか、要するに本体とそれから予備ですね、予備 1 個どこに置くのか、っていうのをそれから、
0:27:11	重量が 55 から 120 になっているんですけども、
0:27:17	これ可搬型なので、重さが二倍になった時にですね、これ
0:27:24	1 人とか 2 人で本当に運べるのかっていうのをやったのか、それとも今からやるのか、その辺りも説明してください。
0:27:34	はい。まずですね、設置場所なんですけども、基礎と備考欄等に記載して明示するようにいたします。
0:27:44	からですね可搬で運搬するということで、実際に実機を作ってですね、設置場所がカーペットを敷いたところを動かすんですけども、
0:28:00	同じような条件で、大人 1 人で、
0:28:05	をして移動できることを確認しております。
0:28:12	はい、規制庁フカホリです。了解いたしました。
0:28:17	当規制庁フカホリでもう 1 点ですね加振試験をやったときの、
0:28:24	ズーみたいなのがついてたと思ったのですがー。
0:28:31	固縛してあってそれをもとに、加振試験をやったっていう理解でよろしいですか。
0:28:40	はい。その通りでございます。
0:28:48	はい。規制庁フカホリです。了解です。
0:29:02	では、規制庁からは以上ですが、何かご不明な点ございますか。
0:29:18	ムロイでございます弊社の方で許認可対応やってるものでございます。先ほど深堀さんからのご質問の中の
0:29:26	設置場所を図で示すことというお話いただきましたが、回答の方はですね、そういった回答されておりませんでした、承知いたしましたので確実に実施いたします。以上でございます。
0:29:45	規制庁のタカハシですでは、引き継いで説明をお願いします。
0:29:50	はい。それではですね、続きまして、
0:30:01	ちょっと、
0:30:07	はい。646 ページ補足 7 になります。緊対、緊急時対策所の非常用送風機及び非常用フィルタ装置の構造変更、並びに配管の改造について、こちらのご説明に入らせていただければと思います。
0:30:26	はい、東海第 2 発電所保守室機械グループの根本です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:30	それでは緊急時対策所の、今回、変更の概要についてご説明させていただきます。
0:30:36	まず、めくっていただきまして、649 ページの方に今回、
0:30:45	変更の項目に追加する概要を記載してございます。
0:30:50	こちらに記載のと、
0:30:53	あります通り、今回、非常用送風機の方をですね、請負会社の変更に 伴いまして、許認可、
0:31:04	うちに想定しました遠心直動型のファンの方ですね、請負会社の方 へ補変更した請負会社では製作が困難であるということから、
0:31:15	今回、遠心直結型のファンに変更するということでございます。さらにそ れに合わせまして、今回電気出力を変更させていただくというところでご ざいます。
0:31:28	変更の構造が、構造図と変更前っていうのがこちら、下に示している通 りです、
0:31:40	今回、構造サイズの方を変更させていただくということになります。
0:31:45	吸い込み口径吐出口径等がこちら下表の記載の通り、今回 343.6 とい う方形に変更させていただきまして、
0:31:58	縦横高さというところですね、記載の通り変更というところになります。
0:32:04	あとあわせて電気出力の方を今回、15kWだったものを、22kWという ところを変更をさせていただこうと考えているものでございます。
0:32:16	あと送風機重量が今回、こちら構造の変更に伴って、
0:32:22	この数値の方に変更になってるというところでございます。
0:32:28	ページをめくっていただきまして続いて 650 ページになります。
0:32:34	こちら今回、あわせて請負会社の変更に伴いまして、
0:32:41	非常用送風機の構造について変更させていただくものになります。
0:32:47	こちら、フィルタ装置、あ、失礼しました、送風機の構造変更によって吸 い込み側の配管取り合いの、
0:33:00	観点もあり、位置を変更させていただくと、配管の吸い込みの位置を変 更させていただくというところと、
0:33:09	あと電気ヒーターフィルターのメンテナンススペースを踏まえまして、今 回構造を変更させていただくものになります。
0:33:18	構造図自体はですね変更前変更後というところで、下に記載の通りの 構造に変更させていただくということになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	続いてその構造の変更の寸法ですが、縦横高さというのはですね、こちら下表に記載の通り、
0:33:43	17508900、2300 というような形に変更させていただく。
0:33:50	いうところですよ。あと構造の変更に伴いまして、重量の方も変更になるというところでございます。
0:33:59	続いて 651 ページ。
0:34:02	になります。今回、
0:34:05	構造フィルター装置、送風機の構造っていうものが変更になりますが、
0:34:11	配置には変更ないというところでこちらの方をお示しさせていただいております。
0:34:19	続きまして 652 ページです。
0:34:23	こちらが主配管のを改造する。
0:34:26	主な内容になってございます。今回、大きな項目として厚さ外径
0:34:34	材質、温度、圧力、あと主配管の範囲ということで、大きく、
0:34:41	変更させていただこうというところでございます。
0:34:45	暑さ関係ですと、①下の 1 からですね、①－8 というようなことで、交流こちら記載させております。
0:34:55	いただいております。
0:34:56	材質に関しても 2－1 から 2－3 までというところ、あと温度圧力支配感というところですよ。
0:35:03	①－1 でございます。変更理由としまして、こちら
0:35:11	請負会社の変更に伴いまして、
0:35:15	標準仕様というものがですね、長編 450 未満、あとは長編 500。
0:35:22	mm 以上っていうところではですね、当時の請負会社ですと厚さ 0.5mm、または 0.6mm というところだったのですが、こちら標準費用、
0:35:33	仕様の辺、
0:35:35	が、
0:35:37	別の請負会社ですと厚さ 0.8mm、厚さ 0.8mm というところで、今回変更させていただくというところでございます。
0:35:47	続きまして①－2 というところがですね、こちら今回風量バランスの方を経営会社変更に伴いまして、
0:35:57	再度ちゃんとか、請負会社の方で確認しておりまして、それで再度算出しておりまして、差算出された風量に基づいてですね、
0:36:08	伯東会計を選定したことで、
0:36:12	ダクト会計を変更すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:15	またこの会計の変更に伴いまして厚さの変更させていただくというところ でございます。
0:36:20	あと1ー3というところでは電気ヒーターとの取り合いのためにダクト会計 を変更すると。
0:36:28	いうところ。
0:36:29	あと、1ー4というところで新種継ぎ手の追加により厚さの記載を変更す るという点。
0:36:37	続いて1ー5。
0:36:39	というものがですね、こちらちょっと記載の適正化でございます。
0:36:43	もともと既認可においてですね伸縮継ぎ手を設置する計画でしたが、ち よっと総数を記載しなかったことから、こちらアサノ記載を適正化させて いただくというところになります。
0:36:57	1ー6がですねこちらフィルタ装置の構造変更に伴いまして、とりあえず ノズルへの荷重を考慮しまして新種継ぎ手を追加するというところ。
0:37:09	あと1ー7、7は、N5 福間アサノ中期、
0:37:14	のところを記載を適正化させていただくというところでは。
0:37:21	あと市野橋が差し込み継ぎ手の厚さの記載を適正化するというところ です。続いて材質に関しましてこちら請負会社の変更に伴いまして、
0:37:32	標準仕様、もともと、当時の請負会社ですとSG3340を使用していたん ですが、
0:37:39	今回、
0:37:41	変更させていただきました請負会社ではSGCCを標準として使うことか ら、
0:37:47	こちら材質を変更させていただくというところでございます。
0:37:52	続いて2ー2ですが、こちら建築基準法だったり消防法で要求される、 火災区画、防護区画のバウンダリーを確保するために、
0:38:05	SS400を用いるということで、こちら材質の方を変更させていただくとい うところ。
0:38:13	あと、
0:38:15	2ー3のところで配管とダクトで取り合う仮称。
0:38:19	はGIFJISフランジと、
0:38:22	となりますが、
0:38:23	溶接線の観点から、SS400を用いるというところでは。
0:38:29	続いて③温度でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:32	こちら、今回、フィルタ装置の出口ラインの温度は、もともと既認可ですと重大事故等の温度を設定しておりました。
0:38:42	一方今回、フィルタ装置は電気ヒーターで昇温するということですので、ちょっと、
0:38:49	当時の既認可のときにちょっと
0:38:55	考慮できていなかったところをしっかりとちょっと修正させていただくというところで 40° から 60° へ変更させていただくものになります。
0:39:06	続いて、圧力でございます。こちら風量配分の方を、
0:39:12	考慮しまして最大通過風量の増加していることから、圧力を変更させていただくというものでございます。
0:39:22	こちらちょっと記載が間違っておりまして、MPaという記載になっておりますが、こちらkPaでございます。こちらの方は別途修正させていただきます。
0:39:35	残り、⑤主配管の範囲に関しです。こちらの方は、支配管の範囲見直しとなりまして記載を適正化すると。
0:39:46	いうものでございます。
0:39:48	す、次の 653 ページ。
0:39:52	から、今回提出させております、申請書の要目表、
0:39:58	をつけてございます。
0:40:00	こちら、何。
0:40:02	要目表の名称のところにナンバー1 からそれぞれ番号振っておりますが、
0:40:08	こちらの番号に合わせてですね
0:40:18	665 ページになります。
0:40:21	それぞれ要目表の今回、名称のナンバーと合わせて、それに対する変更内容っていうのを、
0:40:32	こちら記載しております。
0:40:34	今日の真ん中のところに項目ナンバーとありますが、
0:40:39	こちら先ほどの
0:40:46	652 ページのところで厚さ外径材質、温度圧力、それぞれ、あと主配管の範囲ですね。
0:40:55	そちらの方で番号通りしておりますが、その番号を記載しているというものでございます。
0:41:04	それぞれに対してですね、次の 666 ページ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:12	667 ページで系統図、名称のところでどこの系統図のものになっているか。
0:41:19	それに対して、669 ページ、主配管を配置した明示した図面上を
0:41:25	このところを今回、
0:41:28	変えに行っているのかっていうのを、わかるように、ちょっと紐付けて記載をしております。
0:41:36	こちら、結構な量になりますが、
0:41:43	基本的には、今回配管の先ほど概要のところでも簡単にまとめた所の項目で修正させていただくということになります。
0:41:55	本日は国交のところは割愛させていただこうと思っておりますがよろしいでしょうか。
0:42:06	規制庁の高橋です。
0:42:07	わかりました。ちょっと今の表の中で気になったこと質問があります。
0:42:14	653 ページの、
0:42:17	ナンバーワンの非常用フィルタ装置の
0:42:22	までの給気口からですね、この間に変更後サス 304 剤が使われておりまして、
0:42:30	6 は 664 ページでも同様に一部使われてるようなんですがこれは何か理由があって材料使ってるんでしょうか。
0:42:42	東海第 2 発電所を保修室機械グループの根本です。先ほどのご質問ですがこちらのところに関しましては、今回フィルター装置の入口のところ、
0:42:55	でして、こちら構造をちょっと見直したことに伴いまして、取り合いのノズルとか荷重を考慮しまして、今回伸縮継ぎ手を追加するというので、
0:43:08	変更を可決させていただこうと思っている箇所になります。こちらナンバー 2 のところでも同じように伸縮ついでの記事の、
0:43:18	こちら記載の適正化ですが、同じように、サス 304 ということで、もともとを考慮した資質継ぎ手と同材質のものを使用することで考えております。
0:43:30	以上です。
0:43:36	規制庁の高橋です。わかりました。
0:43:39	では全般的に今の説明箇所がページで言うと、
0:43:51	715 ということで最後まで江田。
0:43:54	説明終わったということでよろしいですか。
0:44:00	はい。基本的には、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	そう。
0:44:04	そうです。はい。
0:44:23	はい。
0:44:25	へえ。
0:44:26	それではですね。以上を踏まえまして後、何かご質問等あれば、いただければと思います。
0:44:36	規制庁の高橋です。
0:44:38	まず
0:44:40	後程別で説明あるかもしれませんが今まで説明いただいた中に、
0:44:50	耐震性について、今回変更あると聞いておりますが、
0:44:57	図、ウエイト概要とかまとめたものをですね、追加していただきたいと考えております。ちょっと、実はここ、
0:45:06	ここではなくて、もうちょっと概要の方を想定しておりますけれども、
0:45:12	既工認との比較で、耐震評価結果
0:45:20	について、
0:45:22	示していただきたいのと、
0:45:25	それまた別、別途説明いただいた上でですけれども、
0:45:30	それから共同評価結果ですね、これも同様に既工認との比較で、これ大事なところですので、
0:45:37	今回の構造、
0:45:41	材料の変更に伴う、或いは重量がですね、増になったということで、
0:45:48	その２点をお願いしたいと思います。
0:45:52	加えまして
0:45:55	送風キー
0:45:58	飯野
0:46:01	電動機の出力が変更になったり、フィルターの装置が変更になっているということで、
0:46:09	ちょっと別の資料ではその送風機の容量とかフィルター効率に変更ないという記載が、
0:46:17	ありまして、
0:46:20	その点についてちょっとF送風機容量とは何かっていうのをちょっと説明いただきたいと思います。
0:46:33	東海第２発電所保守室機械グループの根本でございます。
0:46:38	容量を話を、こちらのまず、送風機の方ですが、
0:46:48	こちらの容量の変更がないというこものは、

※１ 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※２ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:54	工認の要目表上を、
0:46:58	●●(非開示情報)ということで、
0:47:02	送風機の容量、居住性の評価のところから決まってくるものでございますが、
0:47:09	こちらの●●(非開示情報)の容量を変更しないというものでございます。
0:47:22	規制庁の高橋です。では必要な容量としては、●●(非開示情報)炉があつて、
0:47:30	今回モーターの出力が変更になる。
0:47:34	りましたけれども、配管。
0:47:38	ダクトのですね、改造もありまして、
0:47:43	システムとして、
0:47:46	容量が●●(非開示情報)、あるということを確認しているということによろしいでしょうか。
0:47:55	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。
0:47:59	その認識で問題ございません。
0:48:05	規制庁高橋です。そう。その点について概要にまとめて補足いただくと、助かります。
0:48:16	あと追加ですねフィルター装置の方ですけれども、これも
0:48:21	請負会社に変更になったということで物が変わりましたと、外形寸法寸法ですね、あと重量も
0:48:29	約2.2トン。
0:48:33	増えているということで、
0:48:36	これについて性能というかフィルター効率という表現を使われておりますが、
0:48:43	これはどういうフィルタ効率と現状、必要なものはこれで
0:48:51	今回、どう変更になったのか或いは変更ないのかその辺、ご説明ください。
0:48:59	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。
0:49:02	基本的にフィルター装置の構造自体は、今回変えておりますが、もともとを設置予定でおります。高性能粒子フィルター、あと要素治療のチャコールフィルター。
0:49:16	の効率については変更はございません。
0:49:26	規制庁の高橋です。効率というと何か丹委員、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:33	面積というか、体積か、その辺りのものに聞こえますがこれ全体的に効率をこの大きさでかけたときに、
0:49:44	変わってくるとか変わってこないとかその辺はどうでしょうか。
0:49:54	見せて、
0:50:01	東海第2発電所保守室機械グループの根本でございます。基本的には入口出口のサイズで決まってくるので、特段今回のところの構造が変わることによって、
0:50:15	この大井、郡津川ということの変更はございません。
0:50:25	規制庁の高橋です。では
0:50:27	大きさが変わって全体として、変わるけれども全体として、ヨウ素等を補修する性能に変わりないという認識でよろしいでしょうか。
0:50:41	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。その認識で問題ございません。
0:50:53	規制庁高橋です。今ほどの説明資料にですね、先ほどの添付機容量と同様に、フィルター効率に変更ない旨、
0:51:03	もう
0:51:05	それからベースとなる必要な容量等、
0:51:10	容量等を示した上で補足いただくと助かります。
0:51:18	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。承知しました。
0:51:30	規制庁のタカハシです。続いてですね、基準的のその観点から76条の緊急時対策所のところで、
0:51:42	居住性が確保されるように適切な換気設定を設計を行うことということを要求しておりますが、
0:51:49	今件に絡んで、
0:51:54	適切な換気設計とは、何かという質問に対しては、ちょっと今のことに絡んで、
0:52:03	回答いただくと+回答いただけないでしょうか。
0:52:17	A、
0:52:18	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。基本的に適切な換気設計というのはですね重大事故時、居住性を確保できる、7日間居住できる。
0:52:34	ていうところでしっかりと関係できる。
0:52:40	ということができ切ることが適切性というところ。
0:52:47	かと考えておまして、そこを今回居住性上必要な●●(非開示情報)
0:52:59	が確保されているというところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:04	基本的には適切にす。
0:53:09	関係ができるというところかなと。
0:53:14	思います。
0:53:17	規制庁の高橋です。今の 7 日間の居住性についての部分も含めて、補足。
0:53:24	お願いします。
0:53:31	東海第 2 発電所保守室機械グループの根本です承知しました。
0:53:38	規制庁のタカハシです。引き続いてですね、原動機出力が 15 キロワットパー昆から 22kW、
0:53:48	パフォに変更になりましたということで、
0:53:52	これについては、電源容量として、
0:53:58	例えば代替交流電源からの給電を可能とすることという要求がありますがそれを踏まえて、
0:54:05	問題ないのかということは、説明をお願いします。
0:54:09	東海第 2 発電所保守室機械グループの根本です。
0:54:14	こちら、今回電気容量を変更になってございますが、基本的に準備しております非常用発電機等を今回、もともと考慮します療養
0:54:26	を全然、問題なく確保できるということですね、ちょっと設定根拠のところ、申請書で出させております。申請数、
0:54:36	設定根拠のところではですね、微妙に一表で容量全体足し合わせるところで、
0:54:45	数値見直しでございます。
0:54:48	それに対して必要容量っていうのは十分な容量を確保しているということで、問題ないというところを確認しております。
0:55:00	規制庁の高橋です。一つの戸当たりの容量に加えてそのトータルの容量として全般的に大丈夫ということで、
0:55:12	その辺の記載をですね、やはりまとめた概要に落としてください。
0:55:21	東海第 2 発電所収集機械グループの根本です。承知しました。
0:55:37	規制庁の高橋です。私から最後になりますが、
0:55:44	同じく基準適合に絡んで地番のところ、49 条の千葉のところなんですが、
0:55:55	地盤において
0:55:59	授業変更がですね。
0:56:01	影響ないということを説明した。
0:56:06	資料があったかと思いますが例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:11	37 ページですかね。
0:56:27	この 37 ページですと、やはり
0:56:31	今回の重量増がですね、
0:56:37	各標高における出展重量に対して非常に
0:56:43	出展需要が非常に大きいから、今回もしし得るほどのものだ。
0:56:49	ということで、回答がありますが、
0:56:52	これについては
0:56:56	ここの記載では今回どのくらいの重量が増えるっていう記載がちょっと不足しているかと思いますので、
0:57:05	わずかっていうことがわかるようにちょっと追記しといていただくと、いいんじゃないかと思っております。加えて
0:57:16	オーダーが全然違うから、全然これは一切
0:57:21	地震応答解析上影響してこないっていうのは、やはり
0:57:27	オーダーが違うからとか誤差の範囲とかそういう薄いことで判断されるんじゃないでしょうか。
0:57:34	東海来年発電所を保修室機械グループの根本でございます。こちらご指摘いただいた重量に関しましては、記載は、追記させていただきます。
0:57:47	こちらパーセントで言いますとこちら確認しておりますのは大体この医薬質量換算ですと、日数、2000トンから 9000トン規模の形になりますが、
0:58:01	実際今回重量としては、大体 0.15%程度の
0:58:07	重量通りなってます、ここに仮これに関しては基本的にはこの程度でしたら問題ないと考えております。
0:58:17	といいますのを当時
0:58:22	SAの既認可のときにですね原子炉建屋の、今回いろいろSA設備で、
0:58:29	ものを追記追加するというものがございしますが、その中で重量増加に対して、今回地盤に対してFRSに対して影響があるのかというのを確認してございまして、
0:58:43	それについて、それに沿って見ていきますと、基本的に原子炉建屋の方が非常に重量増加しておりますがそれに対してFRSっていうのはですね、
0:58:53	今回効いてこなかったっていう傾向も見えておりますので、基本的には、この緊急時対策所建屋の方もですね、
0:59:03	同様に傾向になるという考えでございます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:14	規制庁の高橋です。
0:59:15	私からは以上です。
0:59:23	規制庁フカホリです概要の方はよくわかったので、ちょっと細かなところからいきますと、まず 20 ページで、
0:59:32	ですねえ、容量アート先ほど●●(非開示情報)っていうふうにあって、
0:59:39	これ公称値だと思うんですけどもこれ、実力ベースだとどれぐらい出るんですか。
0:59:51	東海第 2 発電所保守室機械グループの根本です。
0:59:55	ちょっと、
0:59:56	と。
0:59:56	今即答ができないのでちょっと確認してご回答できるようにさせていただきます。はい、ありがとうございます。
1:00:05	次にですね、121 ページで、
1:00:11	蓄電池なんですけどもリチウムイオン電池で変更なしとなっているんですけども、
1:00:20	このリチウムイオン電池の時には、
1:00:25	例えばほったらかしておくと水素とか有毒ガスの的なものが出るんでしょうか。
1:00:32	それとも並列っていうか
1:00:36	外に出ないような形の蓄電池を使われているのか。
1:00:41	火災関係を含めて大丈夫だよっていう、そういう説明をお願いしたいんですけれども、
1:00:49	はい。
1:00:50	東海第 2 発電所保守室電気制御グループの仲村です。蓄電池の特性というかですね、についてご説明させていただきます。
1:01:01	リチウムイオン電池はですね、構造としては密閉の構造になっておりまして、メーカーの資料からですね、
1:01:11	有毒ガスですね水素等の発生はないというふうになっております。
1:01:16	なので、あと可燃性のガス等ですね、物を出すような種ことはないというふうにメーカーの主張ではなっております。
1:01:26	なので笠伊井については、従来の鉛蓄電池のようなものとは別のものと考えて、
1:01:35	おります。
1:01:36	以上になります。
1:01:39	はい、ありがとうございます。了解しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:58	やはりなかなかですね、我々の説明書の中に、
1:02:08	請負会社の変更に伴いっていう言葉をですね、
1:02:13	なかなか使いづらいんですよ。
1:02:16	だから、やはり我々の認識だと、やっぱり許可を受けた設備があつて、そのその性能があつて、
1:02:26	その性能に応じてそれに合うん工事をしてしまえばいいんじゃないかって言う、単純に思っているんですけども。
1:02:35	請負会社が変わったおかげで、なぜこのファンとかフィルター層ちいのその構造とか性能までごっそり買わない変わる必要があつたのかっていうのをちょっと、
1:02:47	お話ししていただければありがたいんですが。
1:02:52	東海第2発電所保守室機械グループの根本でございます。
1:02:56	こちら、
1:02:57	一緒くたに請負会社の変更ということで今回ご説明しておりますが、もともとですね既認可に計認可のですね、
1:03:09	配管ルートとかをですね施工設計の断面で、詳細にちょっと見ていったという中で、どうしても配管ルートのちょっと他の設備と干渉してしまうところがありまして、
1:03:25	そういうところで配管ルートの方の見直しが必要になってきたというところが経緯にございます。
1:03:32	配管ルートの見直しに伴いまして、ちょっと配管圧損とか増加するということで、送風機の容量、
1:03:42	をちょっと見直さないといけないというような話が出てきました。
1:03:48	その送風機の容量を見直すとですね、既認可に当時実施しておりました請負会社ですと、ちょっとラインナップ上、非常に大きなファンになってしまうと。
1:04:02	いうところで、
1:04:05	そうなってくるとですね配置所、今、本日の概要版でも配置上ちょっとなかなかもうぎりぎりの形になってございますが、
1:04:15	ちょっと配置上厳しくなってくるという話がございまして、
1:04:20	そうなってくると、じゃあ他の他社さん列車はどうですかという話をさせていただいたところ、今回の請負会社のところではですね、
1:04:34	入れられ、配置上問題なく対応できますよと、ただし構造だったり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:42	ていうところを出力も含めての変更は出てくるけど対応はできますよという話を伺いまして、そこで弊社としてジャッジしまして、請負会社を変更させていただいたと。
1:04:56	いう経緯がございます。そういうことから今回、請負会社の変更という形で、
1:05:03	ひとまとめに今回、理由として出させていただいているという経緯がございます。以上です。
1:05:10	わかりました。ということで例えば 6 ページのところですね。
1:05:15	一番頭に、
1:05:18	ゲーム会社の変更に伴いとは書いてあるんだけど、主犯改修主配管の改造とか配置っていうやつを、工認に合わせて照査Eの設計を昭和をやってみたら、
1:05:32	フィルタ装置の本体の変更とか、そういうものを一式見直す必要が生じたので、
1:05:44	当会の今の配置場所、それから建屋のその大きさ等をかながみたときに、
1:05:55	こういうものを使った方が、最適な配置になるし、最適なものが受けるし、それから容量とかそういうのも変更なく
1:06:07	条文に適合するものが
1:06:11	可能になったので、
1:06:14	全部見直しましたっていうそういう説明でも大丈夫ですか。
1:06:20	東海第 2 発電所放出機械グループの根本です。その認識で問題ございません。
1:06:27	わかりました。
1:06:30	私の方から最後ですけども、同じ 652 ページですね。
1:06:39	建築基準等②の材質のところ②-2 で、建築基準法で要求される防護区画のバウンダリーを確保するために、
1:06:50	SS-400 ってなってるんですけどこれは、
1:06:54	具体的には、
1:06:57	何が問題になってSS400 にする必要が生じたんでしょうか。
1:07:08	東海第 2 発電所保守室機械グループの根本でございます。
1:07:12	こちらもともと問題になったということではございません。基本的には請負会社さんの方で、建築基準法だったり、消防法上要求されております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:26	もう区画だったり火災区画っていうところを、今回区画、ちゃんと請負会社さんの方で見ていただいた結果、その区画分けするには
1:07:40	SS400 のところを
1:07:43	ここの区画分けをするためにSS400、
1:07:47	ですねということで、もともと、当時の請負会社の施工設計でもですね、バウンダリー確保のためにSS400、
1:07:56	のところは用いてるっていうところですので、何か変更している。
1:08:00	とか問題があるということでわあ、ございません。
1:08:08	規制庁フカホリでした知りたいのは、SS400 っていうのはどんなところがよろしい材質なんですか。
1:08:18	なのでSS400 っていうのを使われ、
1:08:22	る。
1:08:23	単純に、
1:08:25	理由ですね。
1:08:26	そういうのわかりますか。
1:08:29	もともと
1:08:35	SDCCで溶融亜鉛のめっき版ですけど、そ例ですと、火災防護上、バウンダリーとしてか他の部屋に
1:08:46	火災が伝播しないようにって考えると、よう止め基盤ですと。
1:08:54	すぐ貫通してしまうというところで、
1:08:58	そういう意味合いで、後半のSS400、
1:09:02	として、バウンダリー、
1:09:04	として確保するために使う。
1:09:07	ていうところかと。
1:09:11	規制庁深見ですということは耐熱性にすぐれてるのでこれ使いますよっていうそういう言い方でも大丈夫ですか。
1:09:22	東海来年発電所保守室機械グループの根本です。
1:09:26	その認識でも問題ございません。
1:09:31	規制庁深見です最後なんですけども、今回電気ヒーターで昇温となっているんですけどこれ電気ヒーターで、
1:09:40	昇温させる意味合いがまだよくわかってないので、なんで電気ヒーターで昇温させておいたほうがいいのかっていう説明をお願いいたします。
1:09:49	フィルター装置の効率を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:56	上げる効率というかその効率を確保するためには基本的に、温度を上げておかないといけないというものがあまして、その効率をちゃんとその満足させる温度にする。
1:10:11	ためにショーをしているというところでございます。
1:10:18	はい。規制庁深見ですということはこれずっと
1:10:23	フィルター装置はこうやって温度を上げたままで、
1:10:27	使うままで維持しておくという意味ですか。
1:10:34	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。
1:10:38	基本的には温度を上げたままで使用していくということになります。
1:10:44	了解しました。
1:10:51	あとすいません、4ページ、650の4ページ目ですね。
1:10:56	右上の図で、
1:11:00	細かいことで申し訳ないんですが、一番左端にあるのも、高性能フィルターとっていいですか。
1:11:13	縦1750ってコアカーでくっついてある、次の。
1:11:22	いやそうでしょうね。そうです。そうです。これは何でしょう。
1:11:33	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。
1:11:37	高性能フィルター。
1:11:40	で、問題ございません。
1:11:43	ごめんなさい、ちょっと確認はさせていただきますが、
1:11:54	ちょっと確認させていただきます。なるほど。
1:12:18	規制庁の高橋です。今ほど質問あった
1:12:22	フィルター装置とか排風機とかその辺のすみません送風機ですね。
1:12:29	ちょっと今、パッと見たところ設定値根拠は配管がメインで、
1:12:36	ですがその辺、
1:12:37	設定、機器の設定値根拠というのはございましたでしょうか。
1:12:44	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。
1:12:50	基本的には、
1:12:56	今回出す機器の寸法だったりとかっていうところの、
1:13:02	設定根拠をに関しては、
1:13:09	ナイトウ、認識しておりまして、
1:13:13	あと、今回、送風機の設定根拠ですと、●●(非開示情報)。
1:13:21	あと、時空、主
1:13:25	原動機の出力ですね、そちらの方の設定根拠としてはありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:32	今回、22kWに変更させていただいておりますが、その設定根拠のほうは出させていただいているということです。
1:13:47	規制庁高橋です。今ほどの送風金の設定根拠スウェイ確認しました。
1:13:54	フィルタ装置はどっかありますでしょうか。
1:14:01	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。今回、
1:14:08	フィルタ装置に関しましては、設定根拠としてはフィルターの効率を記載してございます。今回フィルターの効率は変更をかけてございませんので、
1:14:22	基本的に申請書としては、今回、申請として出してないということです。
1:14:36	わかりました。では既認可のものをこちらで確認したいと思います。
1:14:50	規制庁の高橋です。フカホリ検査官から、審査官からありました。
1:14:58	請負会社の変更の理由ですね、これにつきましても概要の資料にですね、
1:15:07	下の方に飛ばしてでも構いませんので、
1:15:11	補足しておいていただく。
1:15:13	ことは可能でしょうか。
1:15:15	東海第2発電所保守室機械グループの根本です。記載のほうを追記させて、
1:15:21	し、追記します。
1:15:58	規制庁のタカハシです。規制庁側からの質問は以上になります。
1:16:04	事業者様から何かありますか。
1:16:17	はい。原点、がこちら側の本庁側の出席者は特段ありません。発電所側からは何かございますでしょうか。
1:16:31	こちら東海第2発電所です。こちらからも特にございません。
1:16:36	はい、ありがとうございます。それでは、当社の方からは、はい。
1:16:41	徳田の方。
1:16:46	それでは以上をもちまして、東海第2発電所の設計及び工事の計画の変更に関わる、
1:16:53	認可申請におけるヒアリングを終了いたします。お疲れ様でした。
1:17:02	ございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。